

# 所得税の確定申告と市・県民税の申告

所得の申告は、所得税や市・県民税の課税だけでなく、国民健康保険税・介護保険料などの算定や、所得証明書の交付にも必要です。期間内に申告してください。

問合せ 税務課

## 所得税

### 申告期間

- 平成29年分確定申告 2月16日(金)～3月15日(木)の平日
- 平成29年分所得税の還付申告 2月8日(木)～15日(木)の平日

### 確定申告の義務がある人

- 所得の合計額から所得控除の合計額を引いて計算した税額が、税額控除の金額より多い人
- 給与収入が2千万円を超える人
- 給与を1カ所から受け、その他の所得の合計額が20万円を超える人
- 給与を2カ所以上から受け、年末調整されなかった給与収入と、その他の所得の合計額が20万円を超える人(など)

### 確定申告の義務がない人

- 次の全てに当てはまる公的年金所得者で、所得税の還付を受けない人
- 年金の年間収入額が400万円以下
- 年金以外の所得金額が20万円以下
- 所得税の還付申告の対象者
- 医療費控除などの控除を追加する人

## 市で受け付けできない申告

- 次のいずれかに該当する人は多治見税務署で申告してください。
  - 営業・農業・不動産所得があり、収支内訳書を作成していない
  - 青色申告・損失・先物取引・譲渡所得(株式・土地建物の売買)の申告
  - 消費税、贈与税などの申告
  - 所得税の住宅関連控除を初めて申告する
  - 国外で生じた所得がある
  - 平成28年分以前の申告
- ※可児商工会議所は今年も事業者向けの説明会を開催します。詳しくは直接問い合わせてください。
- 期間 2月16日(金)～3月15日(木)
- 場所 総合会館3階会議室
- 問合せ 可児商工会議所 ☎0011

## 書類は事前に作成を

- 申告会場では、左記のように必要な書類の整理や計算が済んでいる人から受け付けます。
- 源泉徴収票を全て持参している
- 収支内訳書の計算、記入ができている(事業所得のある人)
- 医療費の領収書の合計が明細書に記入されている(など)
- 書類作成には時間がかかりますので、来場前に準備してください。会場にコピー機はありません。写しが必要な場合は事前にとっておきましよう。

- 源泉徴収(天引き)された所得税額が納め過ぎとなる人
- 会社を退職し、年末調整を受けていない人(など)

## 市・県民税

### 申告期間

- 平成30年度市・県民税の申告 2月16日(金)～3月15日(木)の平日
- 申告が必要ない人

- 平成30年1月1日現在、市内に住んでいる人が対象です。
- ただし、次の①～③のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。
  - ①所得税の確定申告をする
  - ②給与所得または公的年金所得だけで、勤務先や支払者から市へ支払報告書が提出されている
  - ③市・県民税の非課税基準に該当する
- ※所得税が還付とならない人でも、申告していない控除がある場合は、市・県民税の申告をすることで、市・県民税が減額されることがあります。

## 自分で申告書を作成・提出

- 国税庁ホームページで簡単に申告書を作成できます。できるだけ自分で作成し、郵送などで提出してください。
- 提出先
  - 所得税の確定申告書 多治見税務署 (〒5007-8706 多治見市白山町二丁目29番地の1)
  - 市・県民税の申告書 可児市役所税務課市民税係
- ※市税務課や各連絡所では、1月25日(木)から申告用紙をお渡しします。

## 多治見税務署で確定申告

- 期間 2月16日(金)～3月15日(木)の平日
- 時間 午前9時～午後5時(受け付けは午後4時まで)
- 場所 多治見税務署(多治見市) ※公共交通機関をご利用ください。
- ※駅北立体駐車場90分無料。
- 問合せ 多治見税務署 ☎057220101

## 税理士による無料税務相談を開催

- 期間 2月20日(火)～28日(水)の平日
- 時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
- 場所 総合会館
- ※内容によっては受け付けできない場合がございます。

## 申告に必要なもの

- マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類(マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票など)と身分証明書(運転免許証や保険証など)
- 印鑑(スタンプ印でないもの)
- 本人名義の預金通帳(所得税が還付になる人)
- 収入の分かるもの

昨年の収入(所得)について	必要な書類(原本)
給与や年金の所得があった人	源泉徴収票(勤務先や日本年金機構、公的年金基金などが発行したもの)
報酬、配当などの所得があった人	支払調書、支払通知書(支払金額のわかるもの)
事業所得(営業、農業、不動産など)があった人	収支内訳書
生命保険料や損害保険契約に基づく一時金、満期返戻金を受け取った人	保険会社から発行される支払金額、掛け金の分かる証明書など

## ○控除を受けるために必要なもの(主なもの)

控除の種類	必要な書類(原本)
<b>社会保険料控除</b> (国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料)	控除証明書、支払証明書(支払った金額の分かるもの)
<b>生命保険料控除、地震保険料控除</b>	保険料の支払証明書
<b>配偶者特別控除</b>	源泉徴収票など 配偶者の平成29年中の所得金額の分かるもの
<b>障害者控除</b> 本人や扶養親族で障がいのある人がいる場合	障害者手帳、福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など 要介護認定者は、市高齢福祉課発行の障害者控除対象者認定書が必要(市の申告会場では不要)
<b>医療費控除</b>	医療費控除の明細書(様式は国税庁ホームページからダウンロード可)、医療費の領収書(明細書を添付すれば提出は不要) 保険金などの補てん金額のある人は、補てん金額の分かるもの。おむつを使用している人は「おむつ使用証明書」と「おむつの領収書」など。
<b>医療費控除の特例</b> (セルフメディケーション税制) ※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制です。1度選択すると変更はできません。	健診や予防接種など一定の取り組みを行ったこと分かる書類(または結果通知表の写し)、セルフメディケーション税制の明細書
<b>住宅借入金等特別控除</b> (2年目以降)	借入金の年末残高証明書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
<b>寄附金控除</b>	領収書・受領書

## 市の申告会場および日程表

申告内容	会場	期 日	対象地区	受付時間
還付申告のみ	総合会館	2月8日(木)、9日(金)、13日(火)、14日(水)、15日(木)	全域	午前9時～ 午後4時
還付申告 確定申告 市・県民税の 申告	総合会館	2月16日(金)	久々利、柿下、久々利柿下入会	
		2月19日(月)、20日(火)	中恵土、兼山	
		2月21日(水)、22日(木)	下恵土、徳野南	
		2月23日(金)、26日(月)、27日(火)	広見、石井	
		2月28日(水)	禅台寺、大森台	
		3月1日(木)、2日(金)	大森、松伏、星見台	
		3月5日(月)	広眺ケ丘	
		3月6日(火)、7日(水)	下切、今、谷迫間、姫ケ丘、みずきケ丘	
		3月8日(木)、9日(金)	瀬田、柿田、平貝戸、淵之上、石森	
		3月12日(月)、13日(火)	清水ケ丘、羽生ケ丘	
		3月14日(水)	川合、川合北	
		3月15日(木)	全域	

待ち人数などの状況により、受け付けを早めに終了することがあります。

申告内容	会場	期 日	対象地区	受付時間
還付申告 確定申告 市・県民税の 申告	春里公民館	2月22日(木)	矢戸、坂戸、長洞、美里ケ丘	午前9時～ 午後3時
		2月23日(金)	塩、塩河、室原	
	今渡公民館	2月27日(火)	今渡	
	土田公民館	2月28日(水)	土田	
	平牧公民館	3月1日(木)	羽崎、緑ケ丘、二野	
		桜ケ丘公民館	3月2日(金)	
	帷子公民館	3月6日(火)	長坂、東帷子	
		3月7日(水)	若葉台、愛岐ケ丘	
		3月8日(木)	鳩吹台、緑、帷子新町	
		3月9日(金)	光陽台、虹ケ丘、西帷子、菅刈	